

地福第964号の4
令和6年3月25日

岐阜県老人福祉施設協議会 様

岐阜県健康福祉部地域福祉課長

令和6年度岐阜県愛のともしび基金事業費補助金の募集について(依頼)

平素は本県の福祉行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、令和6年度の標記補助金について、別紙のとおり募集しますので、下記により補助金の対象となる団体等へ周知いただきますよう、ご協力をお願いします。

記

1 補助対象事業及び団体等

別添チラシに概要をまとめましたので、周知等にご利用ください。

詳細は「岐阜県愛のともしび基金事業費補助金交付要綱」及び「岐阜県愛のともしび基金事業費補助金交付要綱実施細則」をご確認願います。

2 その他

本依頼文書のほか、県ホームページ等においても周知しておりますので、ご覧ください。

(参考) 岐阜県愛のともしび基金ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6539.html>

愛のともしび基金

検索

県庁HP トップ>子ども・女性・医療・福祉>地域福祉・その他>地域福祉>愛のともしび基金

担当課	岐阜県健康福祉部地域福祉課 地域福祉係		
担当係長	中野	担当	木下
連絡先	TEL (代表) 058-272-1111 内線 3448 (直通) 058-272-8435 FAX 058-278-2651 E-mail c11219@pref.gifu.lg.jp		

令和6年度「岐阜県愛のともしび基金」の補助金申請を募集します

岐阜県愛のともしび基金では、県民の皆さまからの善意の寄附金を財源とし、社会福祉法人、福祉 NPO、ボランティア等営利を目的としない団体が行う地域福祉活動に対して、補助金の交付を通じその取組みを支援しています。このたび、令和6年度「岐阜県愛のともしび基金」の補助事業を下記により募集します。

記

1 補助対象者

社会福祉法人及びその他知事が助成を必要と認める福祉活動を行う非営利団体

※法人格のない団体については、原則として、会則、規約等を有し、5名以上で構成された組織であって、毎年度事業予算を作成し、決算が行われていることが必要

※市町村、特別地方公共団体、市町村社会福祉協議会及び地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的とする社会福祉事業団等は補助対象外

※補助を受けようとする年度、前年度又は前々年度にこの補助金の交付を受けた者(団体)は、補助対象外

※補助金の交付を受けようとする年度の前年度決算において、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第55条の2第3項第4号に規定する社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人は補助対象外

※国、地方公共団体の負担金又は補助金及び民間資金の対象となった事業、国・地方公共団体から委託を受け実施する事業、並びに公の施設の指定管理者として行う場合は補助対象外

2 補助対象事業等

補助対象事業	補助率	補助限度額
1 社会福祉法人等施設整備事業	1/2	1,500千円
2 社会福祉法人等備品整備事業	1/2	750千円 (車両購入の場合は1,000千円)
3 社会福祉法人等調査・研究開発事業	1/2	500千円
4 社会福祉法人等啓発事業	1/2	500千円
5 福祉活動団体育成事業	1/2	500千円
6 その他の事業	1/3	500千円

3 申請方法 ※古い様式を使用しないようご注意ください。

(1) 申請に必要な書類

ア 別記第1号(要添付書類)、別紙所要額調書

イ 岐阜県愛のともしび基金事業費補助金申請団体等状況調査票

(「作成方法」を参照のうえ、作成ください。各様式及び「作成方法」はホームページからダウンロードできます。)

(2) 提出部数 ア、イを1部(原本)

(3) 提出期限・提出場所

令和6年3月25日(月)～6月28日(金)の間に県地域福祉課へご提出ください。

※募集案内や補助金交付要綱、各種様式等の詳細は、岐阜県庁のホームページからご覧いただけます。

岐阜県庁トップ > 子ども・女性・医療・福祉 > 地域福祉・その他 > 愛のともしび基金

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6539.html>

4 問合せ先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県地域福祉課(地域福祉係)

TEL 058-272-1111(内線)3448